

県民総ぐるみで飲酒運転根絶を!

その行為は 犯罪



犯罪② 提供

飲酒運転者の多くは

警察に見つからなければ良い
少ししか飲んでいないので
少し休んだから
近くだから

などといった理由で車両を運転
しています。

酒気を帯びていて
飲酒運転する
おそれのある者に
車両を提供

酒酔い運転

5年以下の懲役
100万円以下の罰金

運転者には違反点数

酒気帯び運転

3年以下の懲役
50万円以下の罰金

運転者には違反点数

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上
0.25mg/ℓ未満

13点

呼気中アルコール濃度

0.25mg/ℓ以上 25点

※提供者も運転者同様の罰則

犯罪③ 飲酒運転

飲酒運転する

酒酔い運転

3年以下の懲役
50万円以下の罰金

犯罪④ 酒気帯び運転

運転者が酒気を帯びて
いることを知りながら

酒気帯び運転

3年以下の懲役
50万円以下の罰金

※飲酒運転者以外にも罰則

広島警察署交通= だより



交通安全

交通安全

なくそう交通死亡事故

アンダー

作戦

10月

中の

交通安全

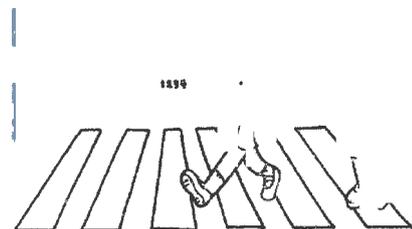
まけて

1. 令和元年中の交通事故に 死者

2. 交通事故による歩行者の死者数

に :

④ 横断歩道を横断中の歩行者の死者数



令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。これは、交通事故による歩行者の死者数の約1割に相当する。このことから、横断歩道を横断中の歩行者の交通安全対策が重要であることが示されている。

3

※

べて令

・県内

○

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

※

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

/

○

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

○

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

○

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

④

横断歩道を横断中の歩行者の死者数は、交通事故による歩行者の死者数の約1割に相当する。

~

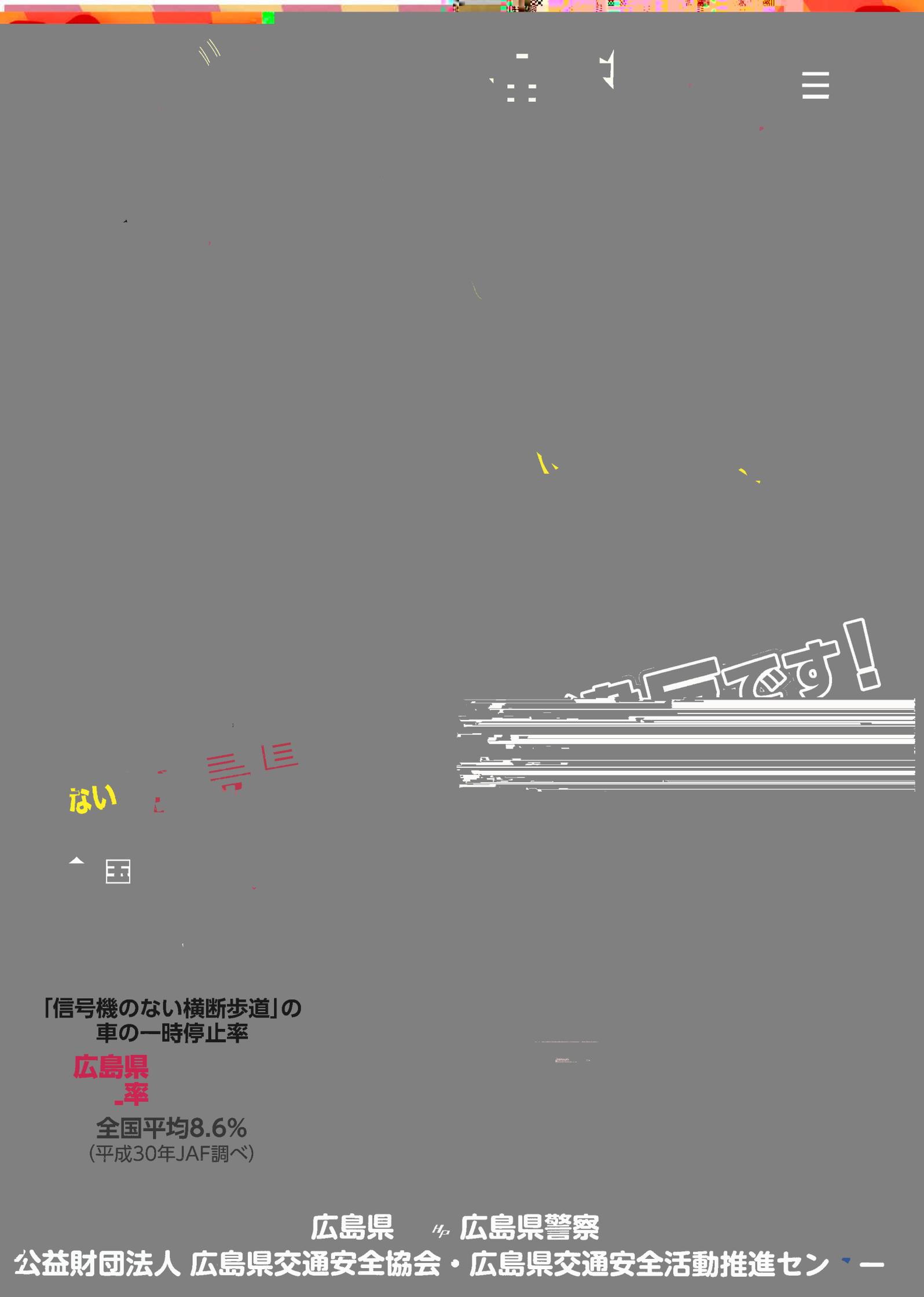
令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。

~

令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。



令和元年10月1日現在、広島県内において、交通事故による歩行者の死者数は、横断歩道を横断中の歩行者の死者数が5.7%に達している。



ストップです!

ない



「信号機のない横断歩道」の
車の一時停止率

広島県
率

全国平均8.6%
(平成30年JAF調べ)

広島県 広島県警察

公益財団法人 広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

減速義務

歩行者等がないことが明らかな場合を除いて**減速する義務**があります（下記と同じ罰則あり。）

あっ！
横断歩道だ！

歩行者

この先に**横断歩道**（または自転車横断帯）があることを知らせる道路標示です。

横断中または横断しようとする歩行者等^{※1}がいるときは、横断歩道等^{※2}の前で**一時停止**し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

※1 歩行者等……歩行者または自転車

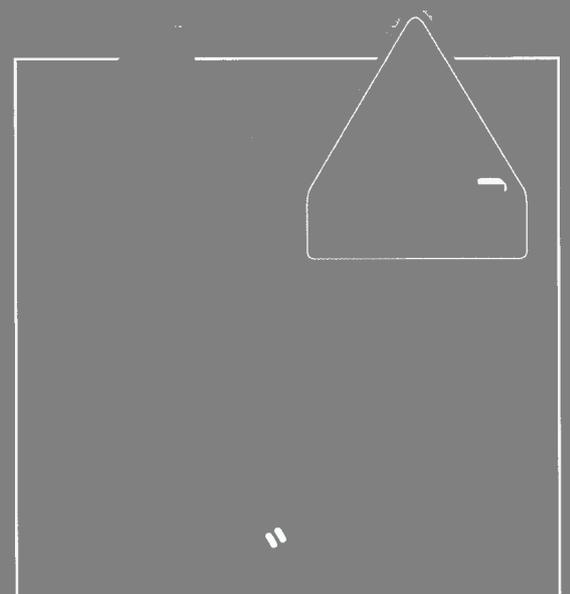
※2 横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯

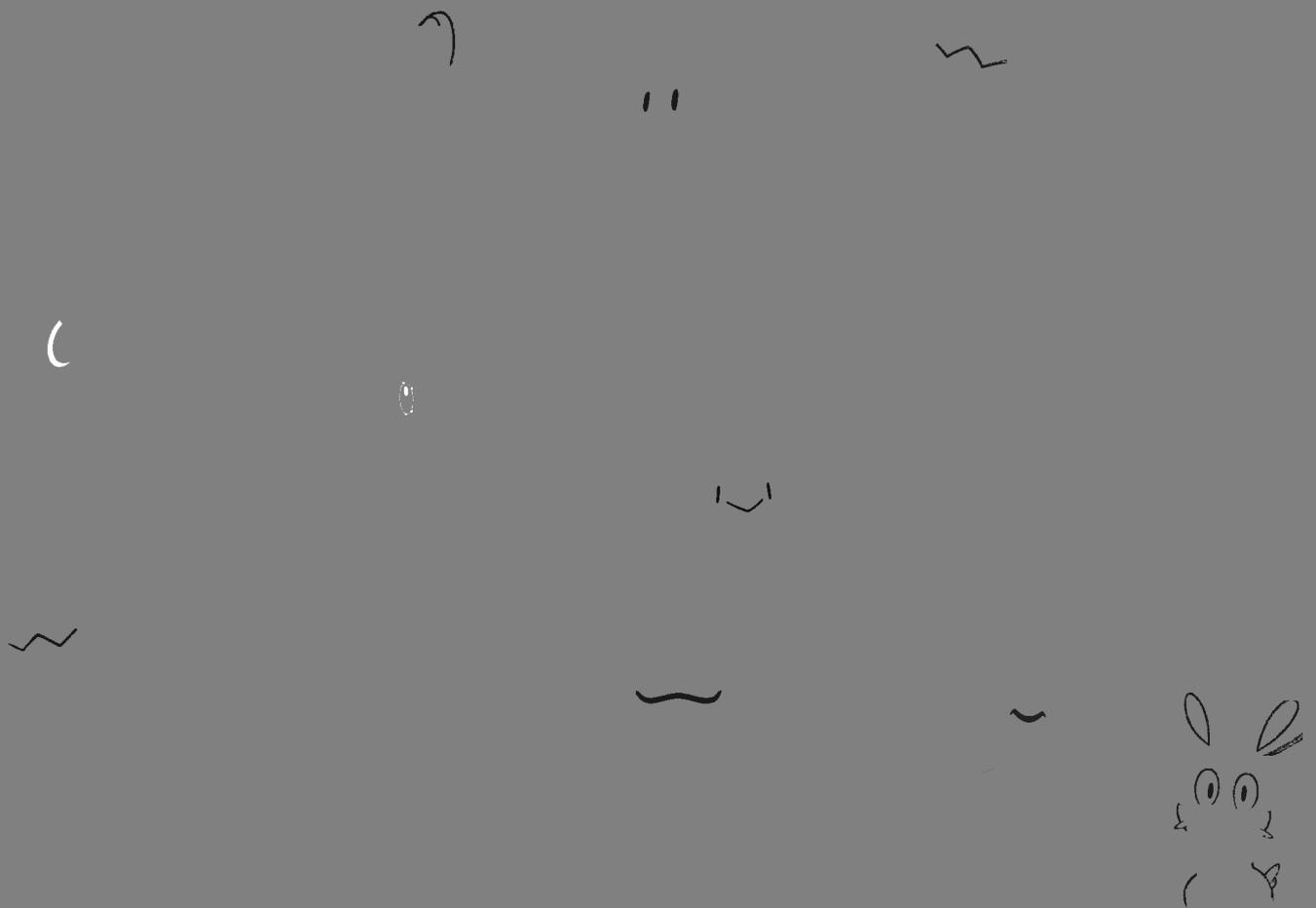
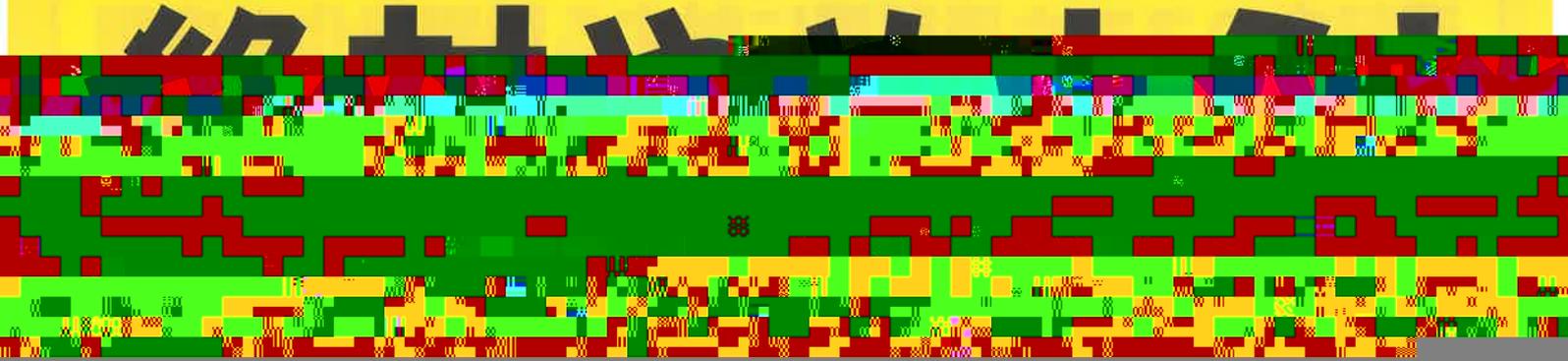
これに違反…

横断歩行者等妨害等違反

大型	12,000 円
普通	9,000 円
二輪	7,000 円
原付	6,000 円

※違反点…2点





自動車や自転車を運転しながらのスマートフォン等の操作や注視（「ながらスマホ」、運転中のカーナビゲーション装置等の注視は、大変危険です。（歩いている時も同じです。）画面に意識が集中

運転中のスマートフォン使用、利用の反則強化の内容

運転等

携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像注視（保持）する行為

改正前

罰則	5万円以下の罰金	罰則	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円	反則金	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	1点	点数	3点

携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為

事

罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型…1万2千円 普通…9千円 二輪…7千円 原付…6千円	反則金	適用なし (反則金制度の対象外となり、)
点数	2点	点数	

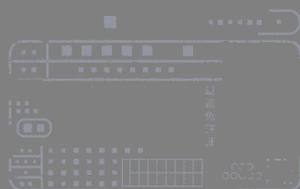
即、免停!

道路交通法の一部が改正されました

運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

理由で再交付が可能に。



名字の変更

住所の変更

書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

証明書です!